

台風第 15 号に伴う農作物の事後対策

令和 8 (2026) 年 8 月 12 日
栃木県農政部経営技術課

I 共 通

- (1) 大雨によりほ場が冠水した場合は、速やかに排水対策を実施する。
- (2) ゴミや刈り払った雑草等が水路を塞いでいる場合は、直ちに取り除く。
- (3) 防風網や多目的防災網等が破れた場合は、破損した部分を速やかに補修する。
- (4) ハウスの骨材や被覆資材が破損した場合は、速やかに補修する。
- (5) 強風や降雨による損傷部位を除去し、病害発生抑制に努める。
- (6) 病害の発生が懸念される場合は、速やかに登録農薬による防除を実施する。

II 普通作物

1 水 稲

- (1) 大雨によりほ場が冠水した場合は、速やかに排水対策を実施する。
- (2) ほ場にゴミなどが流入した場合は、刈取の妨げにならないよう取り除く。
- (3) 台風の通過後に晴れて乾燥した強風が吹く場合は、登熟不良、白穂の発生、青枯れ等の被害が発生する懸念があることから、水管理はやや深水とする。特に、普通植等出穂直後のほ場は注意する。

2 大 豆

- (1) 大雨によりほ場が冠水した場合は、速やかに排水対策を実施する。
- (2) 葉焼病や斑点細菌病を予防するため、台風通過後速やかに登録のある殺菌剤で防除する。

3 そ ば

- (1) 大雨によりほ場が冠水した場合は、速やかに排水対策を実施する。

III 野 菜

1 全 般

- (1) 大雨によりほ場が冠水した場合は、速やかに排水対策を実施する。
- (2) 強風によりハウスやネットが破損した場合は、直ちに補修を行う。
- (3) 強風・大雨が通過したら、必要に応じて薬剤防除を実施する。

2 いちご

- (1) 炭疽病が発生しやすくなるので防除を実施する。育苗期と本ばで使用できる農薬が異なるので注意する。

3 夏秋なす

- (1) 強風により損傷した傷果や側枝は除去する。
- (2) 損傷を受けた傷口から病害が入りやすいため、登録のある殺菌剤で防除する。
- (3) 樹勢回復のため窒素、加里分を追肥する。

※殺菌剤散布時に窒素入り葉面散布剤混用も有効

Ⅳ 果 樹

1 全 般

- (1) 大雨によりほ場が冠水した場合は、速やかに排水対策を実施する。
- (2) 大雨や強風により病害の増加が懸念されるため、登録のある殺菌剤で防除する。
- (3) 施設や果樹棚、多目的防災網が破損した場合は、速やかに補修する。
- (4) 強風により果実の擦れ傷が発生しやすいため、収穫果実の選果選別を徹底する。
- (5) 落下した果実は、速やかにほ場外へ持ち出して適切に処分する。

2 なし・ぶどう等（棚仕立て果樹）

- (1) 強風により結果枝が棚から外れた場合は、再度誘引を行い固定する。

3 りんご等（立木仕立て果樹）

- (1) 強風により枝が裂けた場合は、裂けた部分を縄等で固く縛り接着させる。完全に折れた枝は、折れた部分を剪除し、切り口に癒合剤を塗布するなどして乾燥を防止する。
- (2) 倒伏した樹は、できるだけ早く引き起こし、支柱等へ誘引して固定する。

Ⅴ 花 き

1 全 般

- (1) 大雨によりほ場が冠水した場合は、速やかに排水対策を実施する。
- (2) 台風通過後に晴天となり、強光や高温による障害の発生が懸念される場合は、換気や遮光などの対策を行う。
- (3) 大雨により病害の増加が懸念されるため、登録のある殺菌剤で防除する。
- (4) 施設が破損した場合は、速やかに補修する。

2 露地ぎく・露地りんどう

- (1) 雨風により被害を受けた場合は、損傷した枝や葉を取り除き、登録のある殺菌剤で予防する。

Ⅵ 特用作物

1 こんにゃく

- (1) 大雨によりほ場が冠水した場合は、速やかに排水対策を実施する。
- (2) 腐敗病等を予防するため、台風通過後速やかに登録薬剤を散布する。

Ⅶ 畜 産

1 畜 舎

- (1) 畜舎が浸水した場合は、速やかに排水し消毒する。
- (2) 風雨による漏電や機器の故障も懸念されるので、各機器が正常に作動していることを必ず確認する。
- (3) 風雨により畜舎等に破損が生じた場合は、外部から野生動物が侵入しないよう速やかに補修する。

2 飼料用とうもろこし

- (1) 大雨によりほ場が冠水した場合は、速やかに排水対策を実施する。
- (2) 絹糸抽出期前に被災した場合、折損していないものや軽微な倒伏は回復する可能性があるため、生育状況を良く確認し適期収穫に努める。
- (3) 絹糸抽出期後に倒伏等した場合は、不良発酵を防ぐために早期に収穫する。水分が高い場合や土が付着している場合は不良発酵の原因になるので、乾草との混合や乳酸菌の添付を検討する。

VII 農地・農業水利施設について

- (1) 土砂災害、河川の増水や氾濫に注意し、身の安全を確認した上で農地や農業水利施設の巡視及び点検を行う。
- (2) 被害が確認された場合は、市町や農業振興事務所へ連絡する。
- (3) 特に、防災重点農業用ため池の被害、人命及び生活インフラに関わる被害、営農に影響が出るような被害などは分かり次第速やかに連絡する。
- (4) 被害拡大の恐れがあり、応急措置（堤体のクラック拡大防止のため、ブルーシートで保護するなど）が必要な場合は、市町や農業振興事務所へ相談する。

○農作業安全の確保

- (1) 復旧作業においても人的安全を最優先とすること。
- (2) 作業前に周囲の状況を十分に把握し、身の安全を確保した上で農作業を再開する。
- (3) 暑熱環境下で作業を行う場合は、熱中症対策として、高温下での長時間作業を避け、こまめな水分と塩分の補給や休憩を取るよう心掛ける。

○農薬ラベルの読み上げ運動

農薬の誤使用を防ぐため、農薬使用前には必ず**農薬ラベル**を指さしながら声に出して**読み上げ確認**を行いましょう！

～栃木県からのお知らせです～

6月～8月は、「**栃木県農薬危害防止運動**」の実施期間です。



- ・安全作業の第一歩！ 農薬散布時の身支度は万全に！
- ・いつものチェック！ 農薬使用の際は、ラベルをよく読み正しく使いましょう！
- ・農薬散布のその前に！ 風量や風向きに注意して、飛散防止に努めましょう！
- ・周辺への配慮！ 住宅地等でやむを得ず農薬を使用する際は十分に配慮しましょう！

(注意)

- ※ 農薬の使用に当たっては、使用基準（適用作物、希釈倍数、使用時期、使用回数等）を厳守する。同一成分の使用回数にも制限があるので注意する。
- ※ 農薬散布に当たっては、天候が回復した後の急激な気温上昇により薬害等が生じるおそれがあることから、事前に登録内容をよく確認のうえ使用するとともに、散布時の飛散防止に十分注意する。



農作業中の熱中症に注意しましょう

- ・こまめな休憩、水分、塩分補給を行いましょう
- ・単独作業は避け、一人作業の場合は携帯電話を持ちましょう
- ・体調不良を感じたら、すぐに作業を中断し、涼しいところで休みましょう